

## 健康関連機器等の貸出規程

### 1. 貸出の目的

新潟市健康経営認定事業所の従業員の健康づくりの一助とし、健康経営の推進を図ることを目的に、健康関連機器等は無償で貸し出します。

### 2. 貸出の対象（いずれも該当することが必要です。）

- ・新潟市健康経営認定事業所（認定クラスは問わない。）
- ・従業員を主たる参加者として開催する勉強会やイベント、その他の行事等であること。

### 3. 貸出の機器等

別紙 4 参照

### 4. 貸出の手続

- ・貸出を受ける事業所は、事務局に物品の貸出状況を確認し、貸出を受けようとする 1 週間前までに「健康関連機器等の借用申込書」（別紙 1）を提出してください。
- ・事務局は、貸出について、貸出台帳（別紙 2）で管理します。

### 5. 返却の手続

「健康関連機器等の使用報告書」（別紙 3）は、機器の返却時もしくは貸出後 1 週間以内に事務局へ提出してください。

### 6. 貸出の期間

- ・閉庁日のほか 3 月 31 日及び 4 月 1 日（3 月 31 日が閉庁日の場合は直前の開庁日、4 月 1 日が閉庁日の場合は翌開庁日）を除き、原則として 7 日以内とします。  
ただし、食育 SAT システム、骨密度測定器、血管年齢測定器は操作者を派遣する必要があるため、機器のみの貸出はしません。また、使用日のうち必要な時間（原則 1～3 時間程度）とします。
- ・貸出は 1 事業所につき、年度内に 1 回とします。

### 7. 貸出の費用

機器の貸出は無償とします。

ただし、貸出期間中における機器等の運搬及び維持に要する費用は、貸出を受ける事業所の負担とします。

### 8. 遵守事項

- ・貸出の目的を理解し、目的外利用、営利目的の利用はしないでください。
- ・損傷及び紛失を防ぐため、適切な管理を行ってください。
- ・機器等を処分、転貸、譲渡等しないでください。

### 9. 損害賠償

貸出を受けた機器等を損傷、または紛失したとき等は、貸出を受けた事業所の負担において修理、または賠償してください。